

(傷病手当金の支給の申請)

## 第八十四条 (略)

## 一〇八 (略)

九 労務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

## 257 (略)

(埋葬料の支給の申請)

## 第八十五条 (略)

## 一・二 (略)

三 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る

(傷病手当金の支給の申請)

## 第八十四条 (略)

## 一〇八 (略)

九 労務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設介護サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

## 257 (略)

(埋葬料の支給の申請)

## 第八十五条 (略)

## 一・二 (略)

三 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定施設介護サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る

指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス  
、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予  
防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサー  
ビスを受けている者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証  
の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2・3 四六 (略)

介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けている者  
が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保  
険者番号及び保険者の名称

2・3 四六 (略)

## ○

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（傷病手当金の支給の申請）

第六十九条（略）

一〇八（略）

九 職務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定

地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八

現  
行

（傷病手当金の支給の申請）

第六十九条（略）

一〇八（略）

九 職務に服することができなかつた期間中に介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八

ものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 (略)

一〇四 (略)

五 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービスに係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当する者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 (略)

一〇四 (略)

五 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービスに係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくはこれに相当する者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けたときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

257 (略)

(葬祭料の支給の申請)

第七十二条 (略)

一〇四 (略)

五 介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅介護サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当する者が死亡したときは、同法に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

2 · 3 六八 (略)

2 · 3 六八 (略)

○ 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（特別療養給付の申請）

第二十八条（略）

一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービスに係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サ

（特別療養給付の申請）

第二十八条（略）

一 療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等をいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十三項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サ

養に相当するものに限る。以下同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法第八条第二十五項に規定する施設サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）（療養に相当するものに限る。以下同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくはこれに相当するサービス（これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。以下同じ。）を受けていた者の氏名、住所及び生年月日並びに当該被保険者であつた者が退職被保険者等であつた場合にあつてはその旨

二 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

二 傷病名及び資格を喪失した際受けていた療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受け始めた年月日

三 資格を喪失した際療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看

護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス費、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定施設介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けている同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業を行なう事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第一項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養を受けていた保険医療機関等若しくは訪問看護ステーション又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、「施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けている同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の当該指定に係る居宅サービス事業を行なう事業所、同法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービス（以下この号において「基準該当居宅サービス」という。）を行う事業所、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所、同法第八条第二十二項に規定する介護保険施設、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る介護予防サービス事業を行なう事業所、同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービス（以下この号において「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業所若しくは指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを行う事業所の名称及び所在地

2  
5  
11 四・五  
(略) (略)

2  
5  
11 四・五  
(略) (略)

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）（第十六条）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（居宅サービス等の利用）

第十九条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条规定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第十九条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二十条に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条规定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（生活相談員の責務）

第二十二条（略）

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十  
三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規  
定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第  
二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項  
に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居  
宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供す  
る者との連携に努めること。

（生活相談員の責務）

第二十二条（略）

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第八条第二十  
一項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規  
定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第  
二十一項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項  
に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居  
宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供す  
る者との連携に努めること。

2  
・  
3  
（略）

2  
・  
3  
（略）

○ 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）（第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表  
(第一条関係)

一〇五十四 (略)

五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行つた者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第三項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十九条第三項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業

現 行

別表  
(第一条関係)

一〇五十四 (略)

五十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）及び同法に基づく命令に係る申請等 同法第二十四条第一項の居宅サービス等を行つた者等の報告等、同条第二項の介護給付等を受けた被保険者等の報告等、同法第四十二条第三項の居宅サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十二条の三第三項の地域密着型サービス等を担当する者等の報告等、同法第四十五条第八項の住宅改修を行う者等の報告等、同法第四十七条第三項の居宅介護支援等を担当する者等の報告等、同法第四十九条第三項の施設サービスを担当する者等の報告等、同法第五十四条第三項の介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十四条の三第三項の地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の報告等、同法第五十九条第三項の介護予防支援等を担当する者等の報告等、同法第六十九条の二十二第一項及び第二項の登録試験問題作成機関等の報告等、同法第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の指定試験実施機関等の報告等、同法第六十九条の三十八第一項の介護支援専門員の報告等、同法第七十六条第一項の指定居宅サービス事業

者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十二条第一項の指定介護療養型医療施設等の報告等、同法第一百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百十五条の四十第一項（同法第一百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百八十二条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十二条の九の指定都道府県事務受託法人の報告以外の申請等

五十六 （略）

者等の報告等、同法第七十八条の七第一項の指定地域密着型サービス事業者等の報告等、同法第八十三条第一項の指定居宅介護支援事業者等の報告等、同法第九十条第一項の指定介護老人福祉施設等の報告等、同法第一百条第一項の介護老人保健施設の開設者等の報告等、同法第一百十二条第一項の指定介護療養型医療施設等の報告等、同法第一百十五条の七第一項の指定介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の十七第一項の指定地域密着型介護予防サービス事業者等の報告等、同法第一百十五条の二十七第一項の指定介護予防支援事業者等の報告等、同法第一百十五条の四十第一項（同法第一百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の指定調査機関等の報告等、同法第一百八十二条第一項の指定居宅サービス事業者等の報告等、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の四の指定市町村事務受託法人の報告並びに同令第十二条の九の指定都道府県事務受託法人等の報告以外の申請等

五十六 （略）

○ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める施設）

第四条

（略）

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護の事業のために必要な施設  
二 介護保険法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う施設  
三 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点

四 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居

五 （略）

（法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設）

第五条

（略）

一 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホ

（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める施設）

第四条

（略）

一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護の事業のために必要な施設  
二 介護保険法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う施設  
三 介護保険法第八条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点

四 介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居

五 （略）

（法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める老人福祉施設）

第五条

（略）

一 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（軽費老人ホ

ームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第二号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）であつて、その入所定員が二十九人以下であるもののうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うもの

### 三 （略）

（法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める事業）

#### 第六条 （略）

一 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものを整備する事業

### 二 （略）

三 介護予防事業（要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。以下この号において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う。）を行う拠点

四 介護保険法第一百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターを整備する事業

### 五・七 （略）

ームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型及び同条第二号に規定する軽費老人ホームB型を除く。）であつて、その入所定員が二十九人以下であるもののうち、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業（介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）をいう。）を行うもの

### 三 （略）

（法第四条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める事業）

#### 第六条 （略）

一 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものを整備する事業

### 二 （略）

三 介護予防事業（要介護状態等（介護保険法第二十条に規定する要介護状態等をいう。以下この号において同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う。）を行う拠点

四 介護保険法第一百十五条の四十五第一項に規定する地域包括支援センターを整備する事業

### 五・七 （略）

○ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）

第一条 （略）

一〇一二 （略）

（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）

第一条 （略）

一〇一二 （略）

十三 介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

十四 介護保険法第八条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護

十五 介護保険法第八条第十七項に規定する認知症対応型通所介護

十六 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護

十七 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護

十八 介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護

十九 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

二十 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービス

二十一 介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援

二十二 介護保険法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サービス

二十三 介護保険法第八条第二十四項に規定する介護福祉施設サービス

十三 介護保険法第八条第十五項に規定する夜間対応型訪問介護  
十四 介護保険法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護  
十五 介護保険法第八条第十七項に規定する小規模多機能型居宅介護

十六 介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護  
十七 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型特定施設入居者生活介護

十八 介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
十九 介護保険法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援

二十三 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービス

ス

二十四～四十八 (略)

四十九 第一号、第二号、第二十四号、第二十五号及び第四十号に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話

五十 福祉用具（介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。）の販売（第十二号及び第三十五号に掲げるものを除く。）

五十一～五十三 (略)

二十一 介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保健施設サービ

ス

二十二～四十六 (略)

四十七 第一号、第二号、第二十二号、第二十三号及び第三十八号に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話

四十八 福祉用具（介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。）の販売（第十二号及び第三十三号に掲げるものを除く。）

四十九～五一 (略)

○

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の一第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則  
(平成十一年厚生省令第三十六号) (第二十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 保険給付

第一節 通則 (第三十四条—第三十四条の二十一)

第二節 (第五節) (略)

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 (第九節) (略)

第十節 介護サービス情報の公表 (第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二の二)

第五章 (第八章)

第九章 雜則 (第一百六十五条の二—第一百六十五条の六)

第十章 (略)

附則 (略)

(令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

現 行

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 保険給付

第一節 通則 (第三十四条—第三十四条の十三)

第二節 (第五節) (略)

第四章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第一節 (第九節) (略)

第十節 介護サービス情報の公表 (第一百四十条の四十三—第一百四十条の六十二)

第五章 (第八章)

第九章 雜則 (第一百六十五条の二—第一百六十五条の四)

第十章 (略)

附則 (略)

(令第十二条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十四条の三 令第十一條の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る同条第一項に規定する市町村事務受託事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

（指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等）

第三十四条の四 令第十一條の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る市町村事務受託事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二 （略）

三 当該申請に係る市町村事務（令第十一條の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。）の種類

四 当該申請に係る市町村事務の開始の予定年月日

五 （略）

六 市町村事務受託事務所の平面図

七 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 （略）

九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

（指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等）

第三十四条の四 令第十一條の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る事務所の名称及び所在地

二 （略）

三 当該申請に係る受託事務の種類

四 当該申請に係る受託事務の開始の予定年月日

五 （略）

六 事務所の平面図

七 事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 （略）

九 照会等対象者（法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。）又は受託事務（令第十一條の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。）に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る受託事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

第三十四条の三 令第十一條の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る事務所の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「指定市町村事務受託法人」という。）が存在しないことその他これに準ずる事情とする。

十一 当該申請に係る市町村事務に係る資産の状況

十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（次条において「誓約書」という。）

十三～十五 （略）

2・3 （略）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の市町村事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うを添付して行うものとする。

2 市町村事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（市町村事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託する市町村事務の内容

五 （略）

一 当該委託に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地  
二・三 （略）

十一 当該申請に係る受託事務に係る資産の状況

十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面（

十三～十五 （略）

2・3 （略）

（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 受託事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（事務の委託の公示等）

第三十四条の六 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地

二・三 （略）

四 委託事務の内容

五 （略）

一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地  
二・三 （略）

#### 四 委託している市町村事務の内容

##### 3・4 (略)

##### (管理者)

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、市町村事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)  
第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、市町村事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

##### (準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「市町村事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する」と認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「市町村事務の実施による提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、

#### 四 委託事務の内容

##### 3・4 (略)

##### (管理者)

第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)  
第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

##### (準用)

第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する」と認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、

り」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、市町村事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所」とあるのは「市町村事務受託事務所」とと読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した市町村事務に対する照会等対象者又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 指定市町村事務受託法人は、市町村事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した市町村事務の内容等の記録

二・三 (略)

(指定都道府県事務受託法人の指定の要件)

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務（以下「質問等事務」という。）については、次とのおりとする。

一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員の構成が、質問等事務の公正な実施に支障を

利用者」とあるのは「委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条中「事業所」とあるのは「事務所」とと読み替えるものとする。

(苦情処理)

第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した受託事務に対する照会等対象者又は受託事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 (略)

(記録の整備)

第三十四条の十三 (略)

2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した受託事務の内容等の記録

二・三 (略)

(新設)

及ぼすおそれがないものであること。

三 質問等事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うこと

とによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないも

のであること。

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 令第十二条の七第一項の規定に基づき指定都道府県事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道府県事務受託事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る都道府県事務（令第十二条の二第七号に規定する都道府県事務をいう。以下同じ。）の種類

四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日

五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

六 都道府県事務受託事務所の平面図

七 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 都道府県事務に係る居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等（法第二十四条第一項に規定する介護給付等をいう。以下同じ。）を受けた被保険者、被保険者であつた者若

(新設)

しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

態

十 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況

十一 令第十二条の七第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下次条において「誓約書」という。）

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十三 その他指定に関し必要と認める事項

（指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等）

第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号（当該指定に係る事務に関するものに限る。）から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第一百三十三条第二項及び第三項（第三号を除く。）の規定を準用する。

（都道府県事務の委託の公示等）

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の三第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
- 二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

（新設）

三 委託開始の予定年月日  
四 委託する都道府県事務の内容

2 都道府県は、法第二十四条の三第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地  
二 委託している指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している都道府県事務の内容

(管理者)

第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(苦情処理)

第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府

県事務に対する居宅サービス等を行つた者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であつた者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(新設)

(新設)

(記録の整備)

第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 実施した都道府県事務の内容等の記録
- 二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

(要介護認定の申請等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十六第一項)の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条及び第六十五条の規定は、要介護被保険者

(新設)

(要介護認定の申請等)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第二十七条第一項後段の規定により前項各号に掲げる要件を満たす指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センター(法第百十五条の四十五第一項)の地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が第一項の手続を代わって行う場合にあつては、当該指定居宅介護支援事業者等又は地域包括支援センターは、同項に規定する申請書に「提出代行者」と表示し、かつ、指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設又は地域包括支援センターの名称を冠して記名押印しなければならない。

5・6 (略)

(準用)

第六十五条の五 第六十三条第一項及び第六十五条の規定は、要介護被

に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」とあるのは、「要介護被保険者」と、「同条第四項宅要介護被保険者」とあるのは、「要介護被保険者」と、「同条第一号又は第二号」とあるのは、「法第四十二条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百三十三条の三十七 (略)

2 令第三十五条の十第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百三十三条の三十八 (略)

2 令第三十五条の十一第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十一第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

4 令第三十五条の十一第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

保険者に係る地域密着型介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第六十五条中「法第四十一条第八項」とあるのは、「法第四十二条の二第九項において準用する法第四十一条第八項」とあるのは、「要介護被保険者」と、「同条第四項第一号又は第二号」とあるのは、「法第四十二条の二第二項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(指定試験実施機関の指定の申請)

第一百三十三条の三十七 (略)

2 令第三十五条の九第一項第三号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第八号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の九第一項第三号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

(指定研修実施機関の指定の申請)

第一百三十三条の三十八 (略)

2 令第三十五条の十第一項第二号イの厚生労働省令で定める事項は、前項第六号及び第七号に掲げる事項とする。

3 令第三十五条の十第一項第二号ロの厚生労働省令で定める事項は、第一項第一号から第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)までに掲げる事項とする。

4 令第三十五条の十第一項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日とする。

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第一百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、第一百三十二条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三 (略)

一・十一 (略)

十二 法第一百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の七において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)

2・4 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

(指定居宅介護支援事業者の名称等の変更の届出等)

第一百三十三条 指定居宅介護支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）から第六号まで、第八号、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2・3 (略)

(指定介護予防訪問介護事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三 (略)

一・十一 (略)

十二 法第一百十五条の二第二項第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで）（令第三十五条の六において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四 (略)

2・4 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定の申請等)

第一百四十四条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一～十一 (略)

十二 法第百十五条の十二第一項各号（令第三十五条の八において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四

2～4 (略)

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三十二 (略)

一～十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の九において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五～十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十六第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係

第一百四十四条の二十四 法第百十五条の十二第一項の規定に基づき介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一～十一 (略)

十二 法第百十五条の十二第二項各号（令第三十五条の七において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十三・十四

2～4 (略)

(指定介護予防支援事業者に係る指定の申請)

第一百四十条の三十二 (略)

一～十三 (略)

十四 法第百十五条の二十二第二項各号（令第三十五条の八において読み替えられた法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（以下この節において「誓約書」という。）

十五～十七 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該指定を受けようとする者が法第百十五条の四十五第三項の規定に基づき地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に当該市町村長に提出している前項各号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係

る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

### 3・4 (略)

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

#### 第一百四十条の四十四 (略)

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの

(法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるとき)

#### 第一百四十条の四十四 (略)

一 第百四十条の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行つた介護サービス（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価（以下この号において「介護サービスの対価」という。）として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの（介護サービスを提供する事業所又は施設において、次の区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であつて、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超えるものを除く。）

イ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

ロ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

ハ 訪問看護、指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指

定療養通所介護（以下この号及び別表第一において「指定療養通

所介護」という。）、介護予防訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

ホ 通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、

認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応

る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

### 3・4 (略)

## 型通所介護

ハビリテーション、指定療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション

ト 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護

ト 第十四条第一号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）、介護老人保健施設、第二十二条の十四第一号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）

リ 第十四条第二号又は第三号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第二において「短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）、介護療養型医療施設、第二十二条の十四第二号又は第三号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第二において「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）

ヌ 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第一百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介

護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第二において同じ。)を除く。)、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

#### 活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

#### 活介護

ヲ 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

#### カ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

#### リ 介護予防福祉用具販売

#### ワ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

## 二 (略)

(法第百十五条の三十五第二項の規定による公表の方法)

**第一百四十条の四十六** 都道府県知事は、法第百十五条の三十五第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同条第三項の調査を行つたときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができます。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

**第一百四十条の四十七** 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)

**第一百四十条の四十七** 法第百十五条の三十五第三項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第一に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第二に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

**第一百四十条の五十一** 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

一・二 (略)

## 二 (略)

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

法第百十五条の三十五第二項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。）は、別表第一に掲げる項目に関する情報とする。

(法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法)

**第一百四十条の五十一** 法第百十五条の三十七第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

(削る)

三 調査事務の実施の方法に関する事項

四 調査事務に関する帳簿 (法第百十五条の三十九に規定する帳簿を

いう。次条において同じ。) の管理に関する事項

五 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(調査員養成研修)

第一百四十条の五十五 令第三十七条の七第一項に規定する調査員養成研修 (以下「調査員養成研修」という。) は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであつて、介護サービス情報 (法第百十五条の三十五第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。) の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

2 (略)

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第一百十三条の三十七」と、同条第二項中「

(調査事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十三 (略)

一・二 (略)

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 調査事務の実施の方法に関する事項

五 調査事務に関する帳簿 (法第百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。次条において同じ。) の管理に関する事項

六 その他調査事務の実施に関し必要な事項

(調査員養成研修)

第一百四十条の五十五 令第三十七条の七第一項に規定する調査員養成研修 (以下「調査員養成研修」という。) は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであつて、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。

2 (略)

(準用)

第一百四十条の五十七 第百十三条の三十八の規定は、調査員養成研修について準用する。この場合において、同条第一項中「法第六十九条の三十三第一項」とあるのは「令第三十七条の七第一項」と、同項第五号中「前条」とあるのは「第一百十三条の三十七」と、同条第二項中「

令第三十五条の十一第一項第二号イとあるのは「令第三十七条の七第四項第三号イ」と、同条第三項中「令第三十五条の十一第一項第二号ロ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ロ」と、同条第四項中「令第三十五条の十一第一項第二号ハ」とあるのは「令第三十七条の七第四項第三号ハ」と「実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日」とあるのは「研修の受講の開始年月日」と読み替えるものとする。

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九 (略)

一・二 (略)

(削る)

三 情報公表事務の実施の方法に関する事項

四 情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

五 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

(法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第一百四十条の六十二の二 法第一百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

(利用料)

第一百四十条の六十三 法第一百十五条の四十五第四項の規定による利用料

(情報公表事務規程の記載事項)

第一百四十条の五十九 (略)

一・二 (略)

三 手数料の収納の方法に関する事項

四 情報公表事務の実施の方法に関する事項

五 情報公表事務に関する帳簿（法第一百十五条の四十二第三項において準用する法第一百十五条の三十九に規定する帳簿をいう。）の管理に関する事項

六 その他情報公表事務の実施に関し必要な事項

(新設)

第一百四十条の六十三 法第一百十五条の四十四第四項の規定による利用料

に関する事項は、市町村が定める。

に関する事項は、市町村が定める。

(法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業)

第一百四十条の六十四 法第百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ～ニ (略)

二 法第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十条の六十五 法第百十五条の四十六第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十七第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十六第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三～十一 (略)

2 (略)

(法第百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準)

(法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業)

第一百四十条の六十四 法第百十五条の四十五第一項の厚生労働省令で定める事業は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ～ニ (略)

二 法第百十五条の四十四第二項各号に掲げる事業

(地域包括支援センターの設置の届出)

第一百四十条の六十五 法第百十五条の四十五第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 地域包括支援センター（当該地域包括支援センターの所在地以外の場所に包括的支援事業（法第百十五条の四十五第一項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）及び前条に規定する事業を実施する従たる事務所を有するときは、当該従たる事務所を含む。第三号及び第五号において同じ。）の名称及び所在地

二 法第百十五条の四十六第一項の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）であつて、法第百十五条の四十五第三項の届出を行うものの名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三～十一 (略)

2 (略)

(法第百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準)

第一百四十条の六十六 法第一百十五条の四十六第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(法第一百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第一百十五条の四十七第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

(権限の委任)

第一百六十五条の三 法第二百三条の五第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第一百一条第二項、第一百四条第三項、第一百十五条の三十三第一項及び第四項、第一百十五条の三十四、第一百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の三第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(大都市の特例)

第一百六十五条の五 令第五十一条の二第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第

第一百四十条の六十六 法第一百十五条の四十五第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

(法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者)

第一百四十条の六十七 法第一百十五条の四十六第一項の厚生労働省令で定める者は、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であつて、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他市町村が適當と認めるものとする。

(権限の委任)

第一百六十五条の三 法第二百三条の四第一項の規定により、法第二十四条第一項及び第二項、第一百二条第二項、第一百四条第三項、第一百十五条の三十三第一項及び第四項、第一百十五条の三十四、第一百九十七条第一項及び第二項並びに第二百三条の二第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

(新設)

第一百六十五条の五 令第五十一条の二第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第

三号、第一百十四条から百二十五条まで、第一百一十六条の三第四項第二号、第一百三十条、第一百三十二条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十条の三から第一百四十二条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

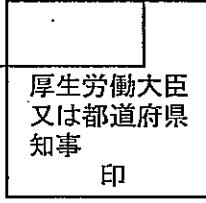
第一百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第一百十四条から百二十五条まで、第一百二十六条の三第四項第二号、第一百三十条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百三十四条、第一百三十五条、百三十六条、第一百三十七条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十条の三から第一百四十条の十四まで、第一百四十条の二十一及び第一百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第一百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

別表第二（第一百四十条の四十五、第一百四十条の四十七関係）  
(略)

別表第二（第一百四十条の四十五—第一百四十条の四十七関係）  
(略)

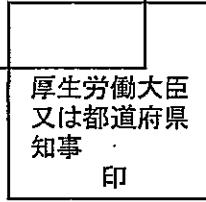
(新設)

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>顔写真</b> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印</b> </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p><b>介護保険法(抄)</b> (帳簿書類の提示等)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に關し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第二百十三条 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> <p>2 (省略)</p>
---	--

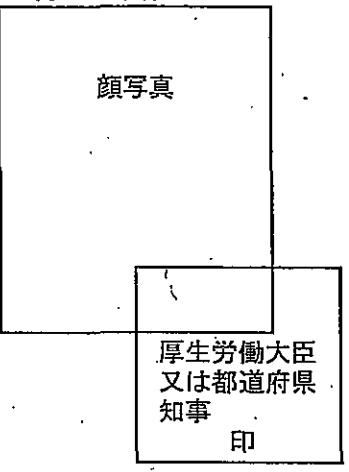
備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

(裏面)

<p>第 号</p> <p>平成 年 月 日 交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>顔写真</b> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <b>厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印</b> </div> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p><b>介護保険法(抄)</b> (帳簿書類の提示等)</p> <p>第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に關し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第二百十三条 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者が、第二十四条第一項の規定による報告若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料に処する。</p> <p>2 (省略)</p>
---	--

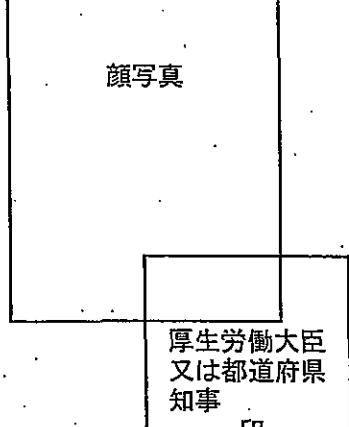
備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

第 号 平成 年 月 日 交付	顔写真  厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印	介護保険法(抄) (帳簿書類の提示等) 第二十四条（省略） 2（省略） 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
官職又は職名 氏 名 生年月日		

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

第 号 平成 年 月 日 交付	顔写真  厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印	介護保険法(抄) (帳簿書類の提示等) 第二十四条（省略） 2（省略） 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第二百八条 介護給付等を受けた者が、第二十四条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。
官職又は職名 氏 名 生年月日		

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

## (表面)

## 介護保険法(抄)

## (特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条（省略）

2（省略）

3（省略）

4 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の三（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (介護予防住宅改修費の支給)

第五十七条（省略）

2~7（省略）

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（省略）

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条第一項、第一百十五条の七第一項、第一百十五条の十七第一項又は第一百十五条の二十七第一項又は第一百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（省略）

## (表面)

## 介護保険法(抄)

## (特例介護予防サービス費の支給)

第五十四条（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (特例地域密着型介護予防サービス費の支給)

第五十四条の三（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例地域密着型介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「地域密着型介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (介護予防住宅改修費の支給)

第五十七条（省略）

2~7（省略）

8 市町村長は、介護予防住宅改修費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る住宅改修を行う者若しくは住宅改修を行った者(以下この項において「住宅改修を行う者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該住宅改修を行う者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

9 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

## (特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条（省略）

2（省略）

3 市町村長は、特例介護予防サービス計画費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る介護予防支援若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは担当した者(以下この項において「介護予防支援等を担当する者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防支援等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（省略）

二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条第一項、第一百十五条の七第一項、第一百十五条の十七第一項又は第一百十五条の二十七第一項又は第一百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（省略）

（裏面）

第 号	介護保険法(抄) (報告及び検査) 第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。 第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 (省略) 二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項(第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)又は第一百五十五条の四十第一項(第一百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三 (省略)
平成 年 月 日交付	
厚生労働大臣又は都道府県知事印	
官職又は職名 氏 名 生年月日	

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）

第 号	介護保険法(抄) (報告及び検査) 第六十九条の二十二 厚生労働大臣は、試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験問題作成事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験問題作成機関に対し、試験問題作成事務の状況に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは登録試験問題作成機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 第二十四条第三項の規定は前二項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前二項の規定による権限について準用する。 第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 (省略) 二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項(第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。)又は第一百五十五条の三十四第一項(第一百五十五条の三十六第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 三 (省略)
平成 年 月 日交付	
厚生労働大臣又は都道府県知事印	
官職又は職名 氏 名 生年月日	

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

（裏面）（略）

（表面）

第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （省略）
- 二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項（第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第百土五条の四十第一項（第二百五十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 （省略）

介護保険検査証  
法第六十九条の三十、  
第六十九条の三十三関係

（裏面）（略）

（表面）

第二百六条の二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （省略）
- 二 第六十九条の二十二第一項若しくは第二項、第六十九条の三十第一項（第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）又は第百土五条の三十四第一項（第二百五十五条の三十六第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 （省略）

介護保険検査証  
法第六十九条の三十、  
第六十九条の三十三関係

(表面)

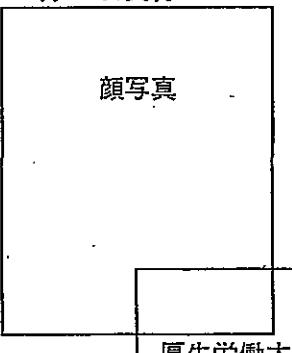
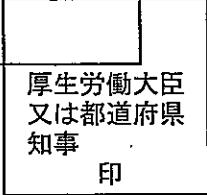
--	--

介護保険検査証  
(法第百条・第百土  
五条の三十三関係)

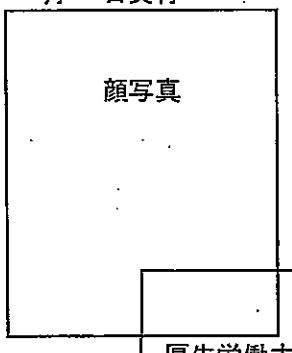
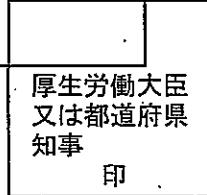
(表面)

--	--

介護保険検査証  
(法第百条関係)

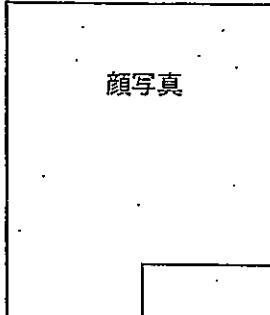
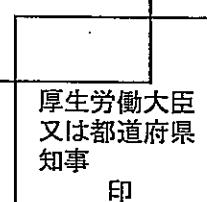
第 号	(裏面)	
平成 年 月 日交付  顔写真  厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印		
官職又は職名 氏 名 生年月日		
<small>介護保険法(抄)</small> <small>(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)</small> <small>第二百三条の三 第百条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。</small> <small>2 (省略)</small> <small>第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</small> <small>一 (省略)</small> <small>二 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条第一項、第一百十五条の七第一項、第一百十五条の十七第一項、第一百十五条の二十七第一項又は第一百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</small> <small>三 (省略)</small>		

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

第 号	(裏面)	
平成 年 月 日交付  顔写真  厚生労働大臣 又は都道府県 知事 印		
官職又は職名 氏 名 生年月日		
<small>介護保険法(抄)</small> <small>(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)</small> <small>第二百三条の二 第百条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長の権限に属するものとされている事務は、介護老人保健施設に入所している者の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市町村長が行うものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。</small> <small>2 (省略)</small> <small>第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</small> <small>一 (省略)</small> <small>二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百十二条第一項、第一百十五条の七第一項、第一百十五条の十七第一項、第一百十五条の二十七第一項又は第一百十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</small> <small>三 (省略)</small>		

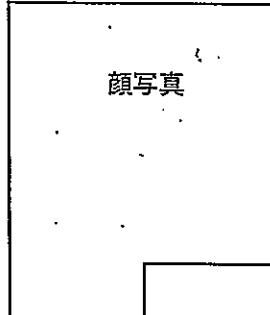
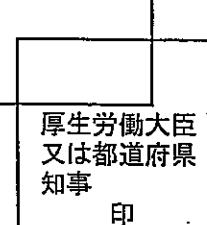
備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

## (裏面)

<p>第　　号</p> <p>平成　年　月　日交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <span>顔写真</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <span>厚生労働大臣 又は都道府県 知事</span>  <span>印</span> </div> <p>官職又は職名　氏　名　　生年月日</p>	<p>介護保険法(抄) (報告等)</p> <p>第百十五条の四十　都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>(指定情報公表センターの指定)</p> <p>第百十五条の四十二　都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> <p>3 第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。)」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>
--	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

## (裏面)

<p>第　　号</p> <p>平成　年　月　日交付</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <span>顔写真</span> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">    <span>厚生労働大臣 又は都道府県 知事</span>  <span>印</span> </div> <p>官職又は職名　氏　名　　生年月日</p>	<p>介護保険法(抄) (報告等)</p> <p>第百十五条の四十　都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務に關し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p> <p>(指定情報公表センターの指定)</p> <p>第百十五条の四十二　都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p> <p>3 第百十五条の三十六第三項及び第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。)」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。</p>
--	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（趣旨）

第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第二百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第二十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十一条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準

二四 （略）

現 行

（趣旨）

第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第二百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条、第二十二条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十一条（第五十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準

(入退院)

第九条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項）に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4・5 (略)

(入退院)

第九条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者的心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十一項）に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4・5 (略)

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）（第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の特例）</p> <p>第五条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において設置される別表第一の上欄に掲げる事業所又は施設であつて、利用者、入所者又は入居者（以下この条において「利用者等」という。）の日常生活（介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設の場合については、療養生活）に充てられる場所を二階又は地階に設けるものについて、次の各号の要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所又は施設の建物については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の特例）</p> <p>第五条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内において設置される別表第一の上欄に掲げる事業所又は施設であつて、利用者、入所者又は入居者（以下この条において「利用者等」という。）の日常生活（介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設の場合については、療養生活）に充てられる場所を二階又は地階に設けるものについて、次の各号の要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る事業所又は施設の建物については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができます。</p> <p>一・二 （略）</p>
<p>別表第一（第五条関係） （略）</p>	<p>別表第一（第五条関係） （略）</p>

(略)	(略)	(略)
老人保健施設	介護保険法第八条第二十七項に規定する介護	(略)

(略)	(略)	(略)
護老人保健施設	介護保険法第八条第二十五項に規定する介護	(略)

○ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第六六号）（第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

附 則

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）

第三条 この省令による改正後の介護保険法施行規則第百七十二条及び第一百七十二条の二の規定の適用については、当分の間、第百七十二条中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設」又は「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）又は指定介護福祉施設サービス」と、第一百七十二条の二の表第八十三条の五の項中「特定介護サービス」とあるのは「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス）」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する指定介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス）」と、「第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス」とあるの

附 則

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置）

第三条 この省令による改正後の介護保険法施行規則第百七十二条及び第一百七十二条の二の規定の適用については、当分の間、第百七十二条中「施設介護サービス費」とあるのは「地域密着型介護サービス費又は施設介護サービス費」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設」又は「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。）又は指定介護福祉施設サービス」と、第一百七十二条の二の表第八十三条の五の項中「特定介護サービス」とあるのは「特定介護サービス（法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス）」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十一項に規定する指定介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス）」と、「第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス」とあるのは「

は「特定介護サービス」と、「第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の六第一項の項中「指定介護福祉施設サービスを受けている」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」を受けている地域密着型介護老人福祉施設又は」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の七の項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、「指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」の八第一項の項中「指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の八第二項の項中「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」とする。

特定介護サービス」と、「第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定地域密着型介護老人福祉施設」とあるのは「指定介護老人福祉施設サービス又は指定介護福祉施設サービス」と、同表第八十三条の六第一項の項中「指定介護老人福祉施設サービスを受けている」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」である。同表第八十三条の七の項中「指定介護福祉施設サービスを受けている地域密着型介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護福祉施設」とある。「地域密着型介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」と、同表第八十三条の八第一項の項中「指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設サービス」とある。「地域密着型介護老人福祉施設」と、「指定介護老人福祉施設」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設サービス」とある。

○ 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（入退所）

第十四条（略）

2（略）

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十五項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退所）

第十四条（略）

2（略）

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第二十三項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第二十条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第一条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三條に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第二十条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第一条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となつた場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三條に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(生活相談員の責務)

第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

2 (略)

(生活相談員の責務)

第二十三条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第八条第二十一項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

2 (略)

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（介護保険指導室）	（介護保険指導室）
第六十六条　（略）	第六十六条　（略）
2　（略）	2　（略）
一〇六　（略）	一〇六　（略）
七　介護保険法第二百二十二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する」と。	七　介護保険法第二百二十二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する」と。
3～6　（略）	3～6　（略）
（福祉指導課の所掌事務）	（福祉指導課の所掌事務）
第七百十条の五　（略）	第七百十条の五　（略）
一〇八　（略）	一〇八　（略）
九　介護保険法第二百二十二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する」と。	九　介護保険法第二百二十二条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する」と。